

## 第129回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成30年12月17日（月） 9:00～10:40

2 場 所 総務省第二庁舎 7階 大会議室

3 出席者

### 【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、  
嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

### 【幹事等】

総務省政策統括官（統計基準担当）、総務省統計局長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局合理的根拠政策立案推進本部長

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

鈴木総務副大臣

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、阿南次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：三宅政策統括官

4 議 事

（1）諮問第117号の答申「全国消費実態調査及び家計調査の変更について」

（2）諮問第118号の答申「国民生活基礎調査の変更について」

（3）諮問第120号の答申「統計法施行規則（平成20年総務省令第145号）の一部改正について」

（4）その他

5 議事録

○西村委員長 それでは定刻となりましたので、ただ今から第129回統計委員会を開催いたします。

本日は、関根委員、河井委員が御欠席です。

本日は、鈴木淳司総務副大臣に御出席いただいております。鈴木総務副大臣におかれましては、お忙しい中、本日初めて統計委員会に御出席いただきましたので、御挨拶をお願いできますか。

○鈴木総務省総務副大臣 皆様、おはようございます。御紹介賜りました総務副大臣を拝命しております、衆議院議員の鈴木淳司と申します。

委員の皆様方には日ごろ大変な御指導を賜っており、誠にありがとうございます。

私は、この職に就きましてから、統計はまさに国家基盤そのものだ、国家経営の基本だと、まさに国家だと、こんなことを思うわけではありますが、委員の皆様方の御尽力のおかげで日本の統計は大変な評価を今いただいております、先般、国連ジェンダー統計グローバルフォーラム、これがアジアで初めて東京で開催されましたし、先日はベトナムの統計局の幹部の方々の御来訪を賜っております。こうしたことも委員の皆様方の御尽力のおかげでありますと同時に、これまでずっと現場の中で調査いただいた調査員の方々の御苦勞、本当に心から感謝をしたいと思います。

ただ、御案内のとおり、既に統計調査を取り巻く環境は極めてプライバシーの意識の高まりとかライフスタイルの変化によって大変な厳しさを増しておりますが、まさに最前線で活躍されております調査員の方々に本当に改めて感謝をしたいと思います。委員の皆様方には、是非こうした事情も含めながら、日本の統計がまさしく更に精度を高めていけますように、世界の範となりますように、そんなことを心からお願いしたいと思います。まさに国家の基盤の基本、この統計がますます精度を高めていきますように、皆様方のこれからの御指導を賜りますように、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。終わります。

○西村委員長 ありがとうございます。非常に重要な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

鈴木総務副大臣におかれましては、他の公務がございますので、御退席なさいます。

本日は御出席、どうもありがとうございました。

○鈴木総務省総務副大臣 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

(鈴木総務省総務副大臣退室)

○西村委員長 それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、答申が3件です。まず、諮問第117号の答申「全国消費実態調査及び家計調査の変更について」が資料1-1から資料1-4まで、諮問第118号の答申「国民生活基礎調査の変更について」が資料2-1から資料2-4まで、諮問第120号の答申「統計法施行規則の一部改正について」が資料3-1から資料3-3まで、「不動産データベースの調査研究計画（報告）」が資料4、「毎月勤労統計のローテーションサンプリングへの移行に係る情報提供と今後の取組」が資料5、「統計調査のオンライン化の推進に関する行政事業レビューでの指摘（報告）」が資料6です。

資料の確認は以上です。

○西村委員長 それでは、次の議事に移ります。

諮問第117号の答申「全国消費実態調査及び家計調査の変更について」の答申案についてです。

白波瀬部会長から御説明をお願いいたします。

○白波瀬委員 それでは、「全国消費実態調査及び家計調査の変更」の答申案について、報告いたします。両調査の変更につきましては、9月の統計委員会に諮問されて以降、計4回の部会審議を経て、答申案をまとめました。本日は時間も限られておりますので、資料1-1を用いて答申案の概要を簡潔に報告いたします。なお、答申案の本文について資料1-2を、第3回及び第4回の部会の議事概要につきましては、資料1-3、1-4をそれぞれ御参照ください。

それでは、資料1-1を御覧ください。答申案の全体構成につきましては、先月の統計委員会において報告いたしましたとおり、3部の構成となっています。具体的には、Ⅰで今回の全国消費実態調査と家計調査の変更の概要や適否等をそれぞれ整理いたしまして、裏面にございますように、Ⅱで前回答申における今後の課題への対応状況を、Ⅲで今後の課題を指摘するという構成です。

それでは、表面に戻っていただきまして、Ⅰの全国消費実態調査・家計調査の変更から説明いたします。

今回の変更は、結果精度の向上と、報告者の実査機関の負担軽減という相異なる関係、トレードオフの関係にある課題の解決を図るために、調査計画の全般を抜本的に見直すものとなっています。このため、Ⅰにおいて、まず今回の変更の背景事情や課題、変更計画の概要を明記した上で、全体的な評価を記述するとしました。その上で、全国消費実態調査と家計調査、それぞれの変更内容の適否について判断した後、修正が必要な事項や留意すべき事項を指摘する構成となっています。まず、1、全国消費実態調査・家計調査の変更の背景事情・全体的な評価です。今回の変更につきましては、消費者及び実査機関の負担軽減を図りつつ、家計収支の構造に加えまして、年間所得、資産及び負債の実態把握・統計精度の向上に重点を置き、家計に関する統計の充実を目指す取組であることを確認した上で、変更計画全体については積極的な取組と評価できると整理しました。

次に、全国消費実態調査の変更計画につきましては、①から③の3つの観点から見て、おおむね適当と整理しています。1つ目の観点は、今回の変更計画が資産項目や年間収入、単身世帯等の統計精度を改善し、調査結果の有用性向上を図るものであることです。2つ目は、利用者ニーズが乏しい調査事項等を削減する一方で、必要な調査事項を追加するものであり、併せてオンライン家計簿の導入等の効果的・効率的な調査方法を採用するものであることです。3つ目は、家計調査の一部の結果をデータ移送して集計するなど、報告者負担の軽減に配慮しつつ、基幹統計の充実を図るものであることです。

ただし、調査計画の変更が必要な個別事項として、1つ目の◆の①から③の点を指摘しています。1点目は、調査の目的を今回の変更内容を踏まえまして、法制技術的な確認を行った上で変更するとの指摘です。2点目は、OECDの等価可処分所得の推計方法との

整合性を高めるために、「資産保有税」に関する項目を更に改善するという指摘です。3つ目は、「家計調査世帯特別調査」の調査時期について追記するという指摘です。このうち、①の調査の目的の変更は、変更事項の審議が一通り終了した後、第4回部会において改めて審議しました。その結果、当初の変更計画案では、調査の目的に資産、負債といった用語が含まれていないため、計画変更の趣旨をよりの確に反映させる必要があると判断しました。具体的には、調査の目的を「家計における消費、所得、資産及び負債の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする」に修正するとの意見を付すとなりました。なお、調査の目的の変更に当たりましては、統計技術的な観点に加え、法制技術的な確認も必要となりますので、その結果を確認した上で変更することが必要となります。このため、正確性を期するため丁寧に記述させていただきました。また、調査の目的の修正に合わせて、基幹統計の指定内容や調査の名称の見直しも必要ではないかとの指摘があり、今後の課題において基幹統計及び基幹統計調査の名称を変更した上で、来年度の調査を実施する方向で検討するよう指摘することとしました。これについては、後ほど今後の課題のところでも改めて説明したいと思います。

また、来年度の調査の実施に当たり、検討、留意が必要なこととして、2つ目の◆の①から⑤の点を指摘しています。1点目は地方公共団体等との連携を一層強化しまして、調査の適切かつ円滑な実施に向けて十分な措置を講じることです。2点目は、オンライン家計簿について一層の改善・利用促進を図ることです。3点目は、集計方法について、今後大学等との共同研究において検討するとしているため、その結果を統計委員会にも適宜報告するとともに広く情報提供することです。4点目は、日本標準職業分類に基づく格付けを行い、特別集計として公表する方向で検討することです。5点目は、今回の大幅な変更により、調査結果に影響が生じる可能性があるため、その影響を事後的に検証し、その結果を十分に情報提供する。以上の5点を指摘することとしました。

次に、裏面の3、家計調査の変更の答申案の概要を説明します。今回の家計調査の変更につきましては、全国消費実態調査と家計調査の調査事項の整合性を確保するため、全国消費実態調査の結果データに家計調査の結果をデータ移送し、全国消費実態調査の結果精度の向上や報告者負担の軽減を図るものであり適当と整理しています。ただし、調査の実施に際しまして、段階的に調査事項を変更する「貯蓄等調査票」については、調査結果の違いを分かりやすく説明するなど、十分な情報提供を行うことが必要であることを指摘しています。

次に、Ⅱの全国消費実態調査の前回答申における今後の課題への対応状況についてです。こちらについては、前回の指摘を踏まえまして、今回課題に対応した調査計画の抜本的な見直しを行っていることからおおむね適当であると整理した上で、今回の調査結果を踏まえ、更なる改善の余地を引き続き検討するよう求めています。

最後に、Ⅲの今後の課題についてです。まず1点目ですが、今回の変更が、調査計画全般を抜本的に見直すこととなっていることや、全国消費実態調査と家計調査の整合性がより高まることとなります。このため、家計に関する統計の体系的整備に向けた段階的な検討として、今後2段階の検討を経て体系的整備を図るよう求めています。第1段階として

は、先ほどの調査目的の変更のところでも触れましたけれども、基幹統計の指定及び基幹統計調査の名称について、調査の目的の変更を踏まえつつ、よりの確なものに変更した上で来年度の調査を実施する方向で検討することです。第2段階としては、家計に関する統計について、関係する統計調査の位置付けや役割分担、基幹統計の体系的整備のあり方等を整理し、公的統計基本計画の次回改定に反映する方向で検討することです。以上のように、段階的に検討を進め、可能な部分はスピードを持って改善を求めたものです。

次に、2点目として、今回の変更は、調査計画を抜本的に見直すことから、実施状況や見直しによる結果等を検証・分析するとともに、その結果を踏まえ2024年度計画の調査計画の策定までに更なる改善を検討することを求めています。

最後に、3点目として、全国消費実態調査と家計調査について、ほかの家計調査との比較可能性の向上を図る観点から、調査結果の利活用状況や日本標準職業分類の整合性も勘案しつつ、結果表章のあり方を検討することも求めています。答申案の概要の説明は以上です。

最後に、全国消費実態調査及び家計調査については、調査実施者の積極的な取組により抜本的な見直しを図られており、高く評価できるものと考えています。来年実施の調査が円滑に実施され、結果の利活用が進むことを期待し、答申案の報告とさせていただきます。私からは以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。

それでは、ただ今の答申案の御説明について、御質問あるいは御意見等ございますか。

広範囲にわたった、かつかなり抜本的な改革という形になりますので、非常に重要な答申だと考えています。

今回の、特に「今後の課題」においては、「家計に関する統計の体系的整備」を見据えた第一段階の取組として、「基幹統計の指定の変更と基幹統計調査の名称の変更」について検討するように求めています。これについては、来年の次回調査に影響が生じないという時間的な制約もある中で、法制技術面の確認も必要というハードルの高い課題です。しかしながら、調査実施者である総務省統計局と、「基幹統計の指定の変更」に係る事務を担当する総務省政策統括官室においては、非常に重要な問題であり、かつ情報提供という点でも重要であると思っておりますので、果敢にトライしていただきたいと考えています。

次に、第2段階の「統計の体系的整備の在り方の検討」については、今回のように、複数の統計調査の結果データを用いて、基幹統計の結果を集計・公表するという事例が増えてくることが予想されます。これは統計そのものを統一的に把握し、それから具体的ないろいろな集計を出し、そして分析していくのが基本的な方針ですから、今後も多く出てくると思います。

その一方で、確かに他の多くの統計の間の整合性等を考えなくてはなりませんので、解決が難しい課題と考えています。ですので、第1段階ももちろんですが、統計委員会としてもこの第2段階の検討の動きを注視し、必要に応じてアドバイスを行うなど、積極的に支援したいと考えています。

なお、私としては、今回のケース以外にも、例えば基幹統計調査である「小売物価統計調査」の集計事項の一つである「消費者物価指数」のように、複数の基幹統計調査の結果を用いて集計・公表している事例はありますから、基幹統計と基幹統計調査の位置付けを、改めて整理しておく必要があるケースが幾つかあるのではないかと考えていますので、この点についても考えていきたいと思っています。

今後の諮問審議に当たっては、このような観点を考慮して御審議いただければと思います。これは、今回の特定のもの、あるいは基幹統計調査だけではなく、他の統計調査にも絡んできますので、全体として大きな問題と考えています。その点、よろしく願いしたいと思います。

特に御意見がなければ、答申案についてお諮りします。

「全国消費実態調査及び家計調査の変更について」の本委員会の答申は、資料1-2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○西村委員長** ありがとうございます。それでは、答申案のとおりといたします。

人口・社会統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に入ります。

諮問第118号の答申「国民生活基礎調査の変更について」の答申案についてです。白波瀬部会長から御説明願います。

**○白波瀬委員** よろしく願いいたします。国民生活基礎調査の答申案について、報告いたします。

本件については、9月の統計委員会に諮問された後、10月12日、11月8日、11月19日、12月6日と4回の部会を開催し、審議いたしました。第3回目の部会までの審議状況は、10月及び11月の統計委員会において報告しましたが、これらの報告は、前回答申における今後の課題への対応状況に関する審議結果が中心となっていました。このため、本日は12月6日に審議しました調査計画の変更に係る審議結果を含めまして、答申案の全般について報告させていただきます。

それでは、資料2の答申案を御覧ください。まず、答申案の全体構成につきましては、調査計画の変更、前回答申における今後の課題への対応状況及び本答申における今後の課題の3部の構成とするのが通例となっています。ただし、本調査の場合、前回答申における今後の課題への対応状況と、本答申における今後の課題は密接に関連していますので、これを一体的に整理し、調査計画の変更との2部構成にしています。

次に、具体的な答申案の内容につきまして、説明いたします。Iの調査計画の変更の承認の適否については、承認して差し支えないと整理いたしました。ただし、報告を求める事項の変更、報告を求めるために用いる方法の変更及び集計事項の変更で指摘した事項については、修正を図るように指摘していますので、これらの指摘事項を中心に説明いたします。

まず、2ページの教育状況を把握する調査事項におきましては、平成28年調査から障害者の状況をよりの確に把握する一環として追加した「特別支援学校・特別支援学級」の選択肢について、捕捉率が低調であり、結果の利活用が困難などの理由から削除するとの計画となっていました。この削除につきましては、公的統計基本計画における基本的な視点及び方針の一つとして、障害者統計の充実が掲げられていること、本調査事項のレイアウト変更や注記の充実等を行うことにより、捕捉率の向上が期待できるのではないかということ、障害者統計の充実に向けた内閣府、総務省及び厚生労働省の3府省による検討の結論が2020年に得られる予定であることなどを理由として、関係府省による結論が得られるまでの間は、図2のとおり、レイアウトを改善した上で、本調査事項の把握を継続し、2022年の大規模調査の企画時までには、本調査における障害者統計の充実に向けた最終的な対応を整理・検討する必要があると指摘しました。

次に、4ページに参ります。4ページの介護保険料所得段階を把握する調査事項につきましては、現行の「第1段階」、「第2段階」の区分を「第1段階」に統合する計画となっていました。しかし、介護保険法施行令におきましては、「市町村の事情に応じて標準よりも多い段階を設けることができる」と規定されており、第1段階を細分化している市町村も実際には存在することが判明したため、報告者に紛れが生じないように、図4のとおり、修正する必要があることを指摘しました。

次に、所得に係る調査事項及び掛金の支払いに係る調査事項につきましては、当初変更する計画ではありませんでしたが、全国消費実態調査における審議状況を踏まえ、その見直しを行うことを指摘しました。具体的には、等価可処分所得に関するOECDの算出基準の改定に合わせ、図7及び8のとおり、これまで1つの調査事項としていた「企業年金」と「個人年金等」を分割し把握するよう修正すること、図9のとおり、仕送り金を新たに把握すること、図11のとおり、「固定資産税」の課税状況を把握する調査事項に「都市計画税」を追加するとともに、自動車に関する税として「自動車税、軽自動車税、自動車重量税」も別途新たに把握するよう修正するという内容です。

次に、報告を求めるために用いる方法の変更につきましては、前回の委員会でも報告しましたように、これまでの調査員による調査票の面接配布・面接回収に加え、調査員が面接できない世帯を対象に調査票をポスティング配布し、郵送回収する方法を2020年の簡易調査から導入する計画でした。しかしながら、この導入時期については、若年世帯及び単独世帯の回収率の向上による非標本誤差の縮小が喫緊の課題となっている中、早期にその改善に着手する必要があります。このため、実査機関の意向も踏まえながら、回収率の比較的低い地域を中心に2019年の大規模調査から導入することとし、その実施結果を十分に分析・検証した上で、2020年の簡易調査では全国展開に向けて更なる改善を図る必要があることを指摘しました。

最後に、8ページ以降の前回答申における今後の課題への対応状況及び本答申における今後の課題についてです。本調査につきましては、前回の委員会でも報告しましたように、非標本誤差の縮小及び結果精度の向上等について、以前から課題として認識され、検討が続けられていたにもかかわらず、具体的な成果を上げていなかったことから、厚生労働省

に再検討を求め、改善に向けた取組のスケジュールを改めて整理し提示してもらうこととしました。その結果、全体としましては、2020年の大規模調査の企画時期までに検証・検討の結論を得て、調査計画に具体的な改善方を盛り込むことが必要と指摘することとしました。詳細は後ほど説明します。また、今回は行政記録情報等の利活用による調査事項の削減等はありませんでしたが、医療分野でのレセプト情報のように、本調査の調査事項に関連すると思われる行政記録情報等の利活用に向けて、継続的に点検を行い、厚生労働省自らが活用を提案するような積極的な検討の必要性を指摘することとしました。

今後の課題として、具体的に指摘した1点目は、非標本誤差の縮小等に向けた更なる取組です。まず、調査票のポスティングによる配布・郵送回収については、面接不能世帯に限定されておりまして、郵送回収を希望する世帯等は含まれていません。今後、導入効果の検証結果を踏まえ、その対象範囲について、郵送回収を希望する者などにも拡大することを検討する必要があることを指摘しました。また、回収率の向上を図るための対策として、若年世帯及び単身世帯に効果的と考えられるスマートフォンを含むオンライン調査の導入に向け、2020年調査への導入を目標として、その検討の工程表を2019年半ばまでに作成する必要があることを指摘しました。なお、オンライン調査の導入には、現在の保健所と福祉事務所との2系列で実施している調査系統や調査時期との関係、更には現行5種類ある調査票の再編などが問題になることから、調査計画全体の見直しも含めて検討することが必要としました。

次に、推計手法の見直しについて。厚生労働省は現行の推計方法に替えてまで採用すべき推計方法が見当たらなかった、見つからなかったとして、現行の推計方法を踏襲・継続しています。しかし、検討された推計方法には、確かに一長一短はありますけれども、厚生労働省の説明を聞いても、現行の推計方法を選んだ理由が納得できませんでした。さらに、国勢調査結果とのかい離の縮小という課題の解決はあまり達成されていません。この課題解決に向けまして、これまでの厚生労働省の長年の検証・検討で確認された国勢調査結果とのかい離の是正を図るための世帯員系列ごとのきめ細かな層別の拡大乗数の設定を行うことの検討、国勢調査の中間年における推計方法を人口動態統計等も参考にして検討すること、回収不能世帯の補てい方法を確立することなどの課題について、諸外国の推計方法に関する研究結果や本調査の準備調査で得られた情報、2019年調査データも利用して検討を進め、2020年末までに結論を得た上で、早期に推計方法の改善を図ることが必要であることを指摘しました。

そのほか、今後の課題として、実査機関からの調査事務の効率化、負担軽減の要望を踏まえ、調査業務の一層の効率化を図ること、地域別の回収率の公表を引き続き検討することも必要としました。

私からの答申案の説明は以上です。よろしく申し上げます。

**○西村委員長** ありがとうございました。

ただ今の答申案の御説明について、御質問あるいは御意見等はございますか。

本件は、全国消費実態調査と同時進行という、ある意味、画期的な部会審議となりました。このことが功を奏し、本件につきましては、ただ今の御報告にありましたとおり、長

年にわたって課題となっている非標本誤差の縮小等について、今回の部会審議によって、私はようやく一定の道筋が付けられたと考えています。これは非常に大きな成果だと思います。

しかしながら、これでようやく課題解決に向けて、真の意味でスタートラインに立ったところであり、調査実施者におかれましては、同じ轍を踏まないよう、省を挙げて工程表に沿って、適切かつ確実に検討を進め、しっかり必要な対応を図っていただくようお願いいたします。特に、工程表ではっきりと期日が決められています。先月の統計委員会で示された工程表に記載のとおり、2020年の夏頃には、調査実施者から、統計委員会に検討状況の中間報告がなされることとなっています。これについても統計委員会として、きっちりフォローアップをしてきたいと思えます。いろいろな問題が山積していますが、一つ一つのことを確実に進めていく必要がありますので、その点はここできちんとテークノートしたいと考えています。

それでは、答申案についてお諮りします。

「国民生活基礎調査の変更について」の本委員会の答申は、資料2-1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○西村委員長** どうもありがとうございました。それでは、答申案のとおりとします。

人口・社会統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。

諮問第120号の答申「統計法施行規則の一部改正について」の答申案についてです。

北村部会長から御説明願います。

**○北村委員** それでは、統計法施行規則の一部改正に関する答申案と審議結果報告案について報告します。

改正規則案については、10月の統計委員会に諮問されて以降、計3回の部会審議を経て答申案と審議結果報告案を取りまとめました。ただ今申し上げました審議経過報告案とは、委員会で総務省政策統括官室から諮問内容の説明を受けた際、諮問事項には該当しませんが求められた事項についての見解を記載したものです。答申案と同様に委員会で審議決定いただき、総務省に見解を示したいと考えています。本日は時間も限られていますので、資料3-1の答申案の概要、審議結果報告案については一枚紙でもありますので、資料3-3の報告案自体を用いて簡潔に報告します。なお、答申案の本文は資料3-2を御覧ください。

それでは、資料3-1を御覧いただきながら説明申し上げます。答申案の全体案につきましては2部構成となっています。具体的には1(1)で諮問された統計法施行規則の改正案についての適否、(2)でその適否とした理由として、主な改正事項ごとの検討結果、2で施行に当たっての課題として、統計委員会から総務大臣に対して施行に当たって実施を求める課題を記載しています。

まず、適否についてですが、1（1）のとおり、「相当であると認められる。」といたしました。その理由は1（2）に記載しておりますが、まず、アの調査票情報の提供等の条件としての「相当の公益性を有する統計の作成等」について説明申し上げます。改正統計法では、調査票情報の二次的利用の範囲について「相当の公益性を有する統計の作成等」とされています。まず1つ目の●の調査票情報の提供条件についてですが、改正規則案では今回提供範囲が拡大する部分について公益性の内容に応じて提供範囲ができる限り明確になるように規定されています。具体的な規定内容について申し上げますと、その下の点線の囲みになりますが、学術研究の発展に資すると認められる統計等の作成等、また高等教育の発展に資すると認められる統計の作成等としており、更に前者については、学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等であることを前提に、大学等や公益法人が組織として行う調査研究、大学等の教員が行う調査研究、大学等や公益法人から公募の方法で補助を受けた調査研究などを提供範囲として明記しています。また、これらの要件に加えて、提供を受ける者としてふさわしくないものである欠格事由などの規定を設けています。このような改正規則案の規定内容に関する部会の審議結果としては、矢印の下の四角囲みにあるように、情報の利活用の必要性と情報の保護の必要性とのバランスがとれた提供範囲であると評価しました。

なお、前回の委員会で部会の審議状況を報告しましたが、このうち専門課程に限る専修学校及びその教員について案をまとめるに至らなかった旨の説明をしました。この結論としては、今述べた評価にもつながるものですが、改正規則案の修正は求めず、諮問された改正規則案を適当とした上でこの部分の規定の具体的内容として分かりやすい解釈上の要件等を設定することが必要としました。これについては、2の施行に当たっての課題として、答申案に更に記載を加えました。

資料の裏面を御覧ください。2（1）として、調査票情報の提供の条件についての課題を記載しています。その内容は、今後運用において実務上の一定の配慮が必要とし、その配慮として、総務省において省令の解釈としてガイドライン等に分かりやすい解釈上の要件や例示を明記することを求めるとしています。答申案にはその要件や例示として、例えば調査票情報の提供を受けようとする者の研究実績について、大学等の教員であれば、学位、査読付き論文の実績、所属する組織の長の承認や倫理委員会の審議を経る等組織の裏書が必要と明記することを求めています。また、このガイドライン等には博士の学位の授与を受けるための論文を作成する大学院の博士課程の学生や、大学等の教員ではないがポストドクター等の研究者が学術研究目的で調査票情報の提供の依頼を申し出る事例等について具体的に判断することが可能となるような記述明記することも求めています。

資料の表面に戻りまして、次に2つ目の●の委託による統計の作成等及び匿名データの提供の条件について説明します。改正規則案では、これらの二次的利用は調査票情報自体を提供するものではないこと、これまでの運用実績や今回の統計法改正における利活用の方向性の議論を踏まえ、これらの範囲を規定しているとしています。具体的な規定内容について申し上げますと、その下の点線の囲みに記載していますが、従来の範囲に加えて高等学校レベルまでの教育の発展に資すると認められる統計の作成等と官民データ活用推進

基本法の重点分野に関する統計の作成等も提供範囲とし、これらの要件に加えて提供を受ける者としてふさわしくないものである欠格事由などの規定も設けています。このような改正規則案の規定内容に対する部会の審議結果としては、矢印の下の四角の囲みにあるように、制度導入後安定して運用されていること、今回の統計法改正における利活用の範囲として適当であると評価しました。

次に、また裏面になりますが、イの調査票情報等の適正管理措置についてです。改正規則案では、情報の適正管理措置として求められる公益性の程度や、他法令を参考にしつつ適正管理措置を講じる主体ごとにできる限りこのような措置が明確になるよう整理し規定しているとしています。具体的規定内容について申し上げますと、その下の点線の囲みに記載していますが、改正統計法で新設された第33条の2の規定により提供される調査票情報に係る適正管理措置としては、求められる公益性との整理から、オンサイト施設の利用を想定し、物理的管理措置として調査票情報を取扱う特定の区域への立ち入り制限及び当該区域の状況の常時監視をするための措置を明記しています。また、調査票情報の提供の場合と匿名データの提供を分け、求められる公益性の程度に応じた措置を記載し、他法令等を参考に適正管理措置をもれなく可能な限りの整理に基づき記載するなどといった規定となっています。

このような改正規則案の規定内容に対する部会の審議結果としては、矢印の下の四角の囲みにあるように、保護すべき情報に応じた必要十分な措置であり、どの主体がどのような適正管理措置を果たすべきか省令レベルでは明確になっている、他の制度と比較して必要十分な措置と評価しました。

また、調査票情報等の適正管理については、2の施行に当たっての課題を記載しています。2（2）ですが、今後の運用において、総務省において省令の解釈としてガイドライン等に分かりやすい説明（例えば、表やフローチャートを用いての説明）を記載するとともに、国民にとって分かりやすい制度概要や説明をホームページに掲載することを求めるとしています。

少し戻りまして、1のウの調査票情報の提供に関する手続等です。改正規則案では、これまで運用実績を踏まえ、調査票情報の二次的利用に係る条件を漏れなく確認できるように規定しています。具体的規定内容について申し上げますと、その下の点線の囲みに記載していますが、約10年間の運用実績を持つ匿名データの提供手続に係る現行の統計法施行規則に準じた内容となっており、また、調査票情報の提供等の欠格事由や提供等の条件に係る確認を可能とする手続といった内容となっています。このような改正規則案の規定内容に対する部会の審議結果としては、矢印の下の四角の囲みにあるように、必要十分な手続である、他の制度と比較して適正な手続である、過重な手続となっていないという評価をしました。

2の施行に当たっての課題ですが、（1）の調査票情報の提供の条件と（2）調査票情報等の適正管理については既に説明いたしましたので、（3）本委員会への制度の運用状況の報告について説明します。

調査票情報の二次的利用については、その推進を図っていくことは当然に求められる一方、調査票情報の提供をはじめ委託による統計の作成等や匿名データの提供もそれぞれ情報の性格に応じて慎重な制度運用が求められるとしています。このため、改正統計法の施行後、毎年実施される統計法施行状況報告を活用するなどにより、定期的に制度の運用状況について総務省に報告を求め、その内容を確認した上で、必要に応じて省令の改正を求める等の対応を求めるとしています。

次に、資料3-3の審議結果報告（案）を御覧ください。こちらは総務省から見解を求められた2つの事項について、審議結果を記載しました。諮問事項ではないため、資料3-2の答申案とは別に審議結果報告案としてまとめています。

1の申出人が個人の場合、その職業を公表することについては、おおむね適当としましたが、公表事項として職業だけでなくその所属についても公表事項とするべきとしています。ただし、学術研究の発展に資する活動を行っている者で、所属が明確でない場合も想定できることから、これを踏まえた修正を示しました。2の2段目の公表を「原則3カ月以内」とすることについては、「原則」とあることも含め、研究者としての経験から無理のない期間と評価し、適当としています。

諮問事項ではありませんが、答申案と同様に委員会で審議決定をいただき、総務省に見解を示したいと考えています。

答申案と審議結果報告案の説明は以上です。

このほか、統計制度部会において、総務省政策統括官室から改正規則案について、諮問時以降の法技術な修正の追加説明を受けました。改正規則案が最終的に公布されるまでの間、実質的な内容の変更ではない法技術的に必要な整理は、総務省政策統括官室において引き続きしっかり行ってほしいということを申し添えています。

私からの説明は以上です。

**○西村委員長** ありがとうございます。

それでは、ただ今の答申案及び審議結果報告案の御説明について、御質問あるいは御意見等ございますか。

統計制度部会では、従来の基幹統計の調査計画の審議とは異なりまして、統計委員会において初めての法令審議等を行ったわけです。そのため、部会長をはじめとして統計制度部会の皆様には、大変御苦勞があったかと思しますので、心から御礼申し上げます。

また、ただ今御報告いただきました統計法施行規則の一部改正についての答申案は、今回の法改正の大きな柱である調査票情報等の利活用推進と統計調査に対する国民の信頼確保のための情報保護という相入れにくい2つの面に配慮されたものとなっています。ただし、これらの両面に配慮しながらの制度運用は難しいものになると考えています。このため、委員会への制度の運用状況の報告を求めて、そしてその内容をチェックしていくことは非常に重要なことだと考えています。その点を答申案に明記されたことは大変高く評価できると思います。

それでは、答申案及び審議結果報告案について、お諮りします。

統計法施行規則の一部改正についての本委員会の答申は、資料3-2の答申案及び資料3-3の審議結果報告案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**○西村委員長** それでは、答申案及び審議結果報告案のとおりとします。どうもありがとうございました。

部会長の答申案の御説明でも言及されていましたが、この統計法施行規則の一部を改正する省令案は、法令として制定されるものですので、正確性を期するために、最終的に公布されるまでの間、実質的な内容変更ではない法技術的に必要な整理は、総務省において引き続きしっかりと行ってほしいことを、再度申し添えたいと思います。

統計制度部会に所属される委員・臨時委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、統計委員会が実施している不動産データベースの調査研究計画について、事務局から御報告をお願いします。

**○肥後総務省統計委員会担当室次長** 統計委員会担当室です。資料の4を御覧ください。本研究は、統計委員会から御指示をいただきまして、「不動産パネルデータベースの構築検討及びデータ分析」について、取組方針をまとめまして、このほどこの方向に沿って研究を開始したいと考えておりますので、報告させていただきます。

資料をおめくりください。2ページ目でございます。資料は5節に分かれております。最初に統計委員会において提起された課題を整理いたします。それを受けた研究方向が2節目、それから利用データの説明、それから今年度の具体的な研究内容について説明した後、最後に更なる今後の研究の進め方について説明をさせていただきます。

まず、統計委員会において提起された課題です。4ページ目と5ページ目を御覧ください。ちょうど1年前に「法人土地・建物基本調査」の諮問・答申がございまして、その際の審議においてこの問題の議論がされました。昨年12月19日、西郷部会長から部会長メモが出ておりまして、そこで「法人土地・建物基本調査」については、法人企業には該当しないものの従業員規模が比較的大きい個人企業が存在しているにもかかわらず、各種調査で把握していない可能性がある、ということなので、今後その把握方法について検討が必要という指摘がございました。土地に関する情報としては、不動産登記情報に加え、不動産価格情報等の業務情報や地理情報システム(GIS)の情報等も整備が進められていることから、これらの情報を総合的に活用して土地基本調査の充実を図り、我が国の土地所有及び利活用の全体像を一体的に把握するのが重要という御指摘がございました。その上で、5番目でございますけれども、統計委員会においてパイロット的な調査研究を実施し、その結果を踏まえ、国土交通省を中心とする関係府省の具体的な取組を進めていくことが効果的・現実的というメモをいただきました。

5ページ目でございますが、その答申を受けまして委員会で議論がございまして、おおむね西郷部会長の御指摘をサポートするとの結果になりました。5ページ目の下から2番目の「・」ですけれども、やはり不動産登記情報・価格情報、地理情報システムなどを総合的に活用して検討したいので、関係府省や地方自治体のみならず民間団体との連携も進

めていきたいと取りまとめられました。こちらを受けまして、第3期基本計画では以下のように記載されております。「(統計委員会は)資産の活用実態のより適切な把握などのパイロット的な課題について、その研究成果を踏まえ、実用化に向けた方法を検討する」ということです。

このような委員会の指示を受けまして、事務局で検討した実際の実組方針が6ページ目です。1ページおめくりください。一応3段階の方向でやりたいと考えています。1点目は、民間企業等が整備している各種の不動産データベースや行政記録情報等を用いて、不動産(土地・建物)のパネルデータベース(住所・地番を特定)を、長期時系列で構築することが可能かを検討することが1点目です。

2点目は、構築された不動産データベースの有効性(不動産の活用実態の時系列的な変化を適切に把握することが可能か)がいただいた課題ですので、またそのデータベースの活用可能性について、制度的・技術的な制約・課題を含めて検討していくということです。

「法人土地・建物基本調査」では、もともとパネルデータを作成して欲しいということで、なかなかその難しさがあったということですから、その確認をするということです。

3点目は、パイロット的な調査研究では、構築する不動産データベースは、特定地域、具体的には東京都を対象に実施したいと考えています。その上で、このデータベースが継続的に構築するのに値するものなのか、あるいは東京都以外の他の地域への拡張が可能かどうか等を判断していきたいと考えています。

これが大きな方向性でございまして、もう少し詳細な方向性が2節目です。8ページ目を御覧ください。8ページ目に記載してあるのは、理想形であり、直ちに行けるわけではございませんが、将来における理想形として構築が望まれる不動産データベースの中身です。1番目は土地・建物を悉皆的にカバーしていることが必要でして、日本には建物が4,000万棟という規模であるわけですが、これが全部カバーされていることが理想です。2番目は、土地・建物の所有・利用状況、建物の属性情報をしっかり収録していることが重要です。それから、3番目は、土地・建物の空間的情報、どこにあるかという位置情報、それからその建物や土地の形の情報をしっかり収録していることが必要で、そのデータが地理情報システムで地図上に表示できることが望ましいということです。

4点目は、前提としてパネルデータでなければいけませんので、この1から3までの情報が比較的高い頻度で更新され、かつデータが時系列で提供されていることが必要です。都市部を中心にかなりのスピードで変化いたしますので、情報のタイムリーな更新が望ましいわけですし、そういうデータがあれば同一地点における土地・建物の利用状況の変遷を把握することができるということです。

9ページ目ですが、これは部会や委員会でも確認されたことですが、既存統計調査でどの程度こちらが実現できるのかを整理しています。1点目。土地・建物を悉皆的にカバーしているかですが、規模の大きい個人企業などが所有する不動産がカバーされていない可能性があります。「法人土地・建物基本調査」は企業を対象とする調査ですし、「住宅・土地統計調査」は、世帯を対象とする住宅や土地に関する調査ですので、そこから漏れる部分があるということです。2番目、土地・建物の所有・利用状況、建物の属性情報です

が、これは既存の統計調査でかなり豊富に収集されています。企業や世帯に直接調査していますのでいろいろなことが分かっており、情報は豊富にあるということです。ただ、3番目、土地・建物の空間的情報—位置や形です—については、十分ではないということです。4番目、ここが大きな論点だったわけですが、土地・建物に着目したパネルデータの作成は難しいということです。「法人土地・建物基本調査」は企業、「住宅・土地統計調査」は世帯、各々を対象とした標本調査ですので、この両調査は5年ごとに調査されていますが、その調査票情報を活用しても同一企業あるいは世帯のパネルデータしか作成できません。ですから、消費者が変わってしまうと同じ地点の土地・建物の所有・利用状況を時系列で把握することは5年おきという時系列をもってしても難しいということです。

10ページ目、ではどうするのかということです。一つは、今あるようなライン、新しい統計調査を考えて、不動産データベースを構築してはどうかというのが当然出てくるわけですが、このためには、例えば土地・建物の悉皆的な調査を行うということになります。しかし、先ほど申し上げましたとおり、日本に存在する土地・建物の件数は4,000万件とか5,000万件と非常に多いわけです。調査コスト・報告者負担が極めて大きくなりますし、作成に要する期間も長くなって精度確保も困難となります。一種の国勢調査をイメージするわけですが、下の表に国勢調査、経済センサスの費用や調査員の数、結果にかかる期間を記載しております。仮に土地・建物の悉皆的な調査の対象件数が四、五千万件となると国勢調査ぐらいの規模の調査になりますので、この表に記載している程度の費用と時間がかかるのではないかと思います。また、今の調査の枠組みのもとでは、やはり標本調査で対応するというものですから、カバーされない部分もあり、パネルデータも作りたいということです。

そこで、事務局としては、民間企業等で構築された土地・建物のデータベースを活用するのが効率的ではないかと考えています。民間では、住宅地図等を作成している会社がございまして、そこでは土地・建物を悉皆的に把握し、地理情報と結び付けられた土地・建物のデータベースが構築されています。もちろん住宅地図がある範囲ですから、市街化区域を中心とするところであり、そうでない地域はカバーしていないという問題もあります。また、後でございまして、土地の境界線情報みたいなものが全国でデジタル化されているわけではなく、東京都は問題ありませんが、現在かなり制約があるという問題はあります。ただ、ある程度構築されているということですし、デジタル化されていないところでは一定の頻度、年に1回ぐらいで更新されているということです。これを利用するのが効率的だと思います。また、全国ではありませんが、東京都などの地方自治体、東京都は特にしっかり調査されているのですけれども、土地利用現況調査というのを5年に1回実施されており、「都市計画地理情報システム」というGISに結び付けられた情報がありますので、この利用も候補になります。

そのようなことを踏まえまして、より具体的な研究方針が11ページ目です。民間企業や地方自治体が整備している各種の土地・建物データ（土地・建物の位置、利用状況等）及び関連する住所や地番情報の対応等を活用することによって、パネルデータの構築を検討したいと考えています。かつ、複数のデータベースを活用しますので、こちらを相互に

マッチングすることで、前述の住所・地番とひも付けた土地・建物利用状況を捕捉できる長期のパネルデータベースの情報量が、結び付けることによってかなり増えるということが期待できます。ただし、こちらを充実させることが本当にできるのか、かつ、こちらを使って何ができるのか、どんなことが分かるのかについて検証したいと思います。もう一つは、既存の調査である「法人土地・建物基本調査」の調査票情報は非常に豊富ですので、このような構築されたデータベースとマッチングをすると、先ほど民間や地方自治体の情報の情報量を更に充実させて、活用の可能性を高めることができますと思いますので、そこを検討したいということです。「住宅・土地統計調査」については、もともと悉皆部分がないという問題もございますし、地番や住所情報が付いていないというマッチングの際の困難さという課題を克服する必要があるわけですが、メッシュで見るとの様々な方法が考えられますので、そのような連携可能性についても検討したいと考えています。

実際に利用するデータについて、13ページからごく簡単に説明させていただきます。今回、個々の企業と相談いたしまして、これから申し上げますデータを使ってデータベースを構築したいと思っています。

13ページは、ゼンリンという地図を作っている会社の「建物ポイントデータ」というものです。このデータは、建物の用途のポイントデータとして、住居表示と緯・経度、すなわち建物がどこにあるかという情報があって、その用途ごとの床面積や入居者数、当該スペースの利用、空き状況が分かります。右側に記載してあるような情報がありまして、住居系、商業施設系、事業所系の3つに分類していますし、住居であれば戸建て・マンション・アパートなど、どういうふうに使われているかなどの様々な情報を持っているということで、東京都について平成24年から29年まで毎年1回の情報をいただくことになっています。

1ページおめくりください。14ページ、ゼンリンの「住宅地図データ」ですけれども、今言った「建物ポイントデータ」はCSV形式で非常に利用しやすいのですが、このデータは実は平成24年以降しかなく、それ以前につきましては、東京都のうち一部に限りますけれども約10年分、平成15年以降について、ほぼ同じような情報、これは地図情報のデータですので、データを一般に利用しやすい形式にゼンリンさんの方で変換していただいたデータを使わせていただくということです。

3番目のデータですが、NTT空間情報の「GEOSPACE 地番地図」というものです。こちらは法務省の法務局に備え付けられています公図—土地の図面です—図面をデジタル化した情報として、要は個別の筆ごとに、土地の所有単位ごとに境界線が分かる情報です。これが地理情報と結び付けられていますので、要は地図情報に土地の形を表示することができて、こちらと建物の関係を見ることができますし、後で「法人土地・建物基本調査」のマッチングがあるのですが、「法人土地・建物基本調査」は地番を聞いていますので、そこで1対1の物件を特定することが可能になる可能性があります。ただ、このデータは現時点では首都圏の住居表示地域のみ提供です。

1ページおめくりください。16ページ目です。東京都の土地計画地理情報システムですけれども、東京都からかなり以前から地理情報システムで先ほどのゼンリンのデータに近

いような建物の情報を地図上に表示できる情報を、これは5年ごとなのですが、昭和61年から平成28年まで5年ごと7回分のデータを持っています。ゼンリンの情報に結構近い情報なのですが、東京都のデータには、ゼンリンの情報にはない都市計画情報が入っていて容積率とか建ぺい率とか様々な用途地域の情報があります。また、防災上の観点からデータが収集されている関係で、防火、つまり建物が燃えやすいか燃えにくいかということで、木造であるか、非木造であるかといったような情報があります。あと5年ごとですが、長期の時系列の分析が可能ということです。

5番目ですけれども、国土交通省の「法人土地・建物基本調査」の調査票情報を利用申請させていただいて、これを利用させていただきたいと考えています。こちらの情報は調査票を使って調査していますので、今までの情報に比べるとかなり詳細な情報、例えば賃貸をしているとか、利用状況とか、あるいは建物の構造、いつ建てられたか、建物の資産は幾らかみみたいな、所有者しか分からない情報を収録しているということです。

18ページです。「住宅・土地統計調査」も非常に有用な、他と同様の情報を多く持っていますけれども、この統計については住所や地番表示の情報を所持していないということなので、少しマッチングが難しいので利用法は今後の課題で検討させていただきたいと考えています。

具体的な今年度の研究内容について、20ページ目と21ページ目を御覧ください。ここで述べましたゼンリンの「建物ポイントデータ」、「住宅地図データ」、東京都の「都市計画地理情報システムデータ」、それからN T T空間情報の「GEOSPACE 地番地図」を用いて、これをマージした新たなデータベースを作りたいということです。この複数データベースのマッチングというのは非常に技術的に困難なのですが、基本的にはまずレコードという文字、数値情報で建物・土地のマッチングをしていきます。当然形とか大きさとかは図形でマッチングしなければいけませんので、この辺については実際に委託業者にお願いし、技術的な課題についてトライしながら検討をしていただくということです。

その上で、今年度どのようなことをやりたいかということですが、まず個別のデータベースを利用した分析では、建物情報による不動産の利用状況の変遷に関する分析をゼンリンのデータや東京都のデータを使ってやりたいと考えています。例えば、建物が建て替えられたのか、更新されたのかどうか。あるいは、空き地のままになっているのか。あるいは建物の用途が変わる—建て替わって用途が変わる場合もありますし、建て替わらないで用途が変わる場合もあります。それから、建物が空き室になっているのかどうか。ゼンリンの情報では、表札の有無で建物の空き室をチェックしているわけですが、空き室がどうなっているかという情報。それから、東京都の情報を使っては、同様のことができますが、それ以外に建蔽率・容積率や建物、高さの推移とか建物の構造・不燃化率の分析ができるのではないかと思います。それから、複数のデータをマッチングした分析では、例えばゼンリンの情報とN T T空間情報の情報を使って、土地がどれぐらい細分化して保有されているかということと、建物がどういうふうに使われているかというような関係について、分析できればと思っています。

22ページ目です。「法人土地・建物基本調査」の調査票情報のマッチングについて、予備的な検討をしたいと思っています。マッチングのための照合キーは調査票情報に「地番」が記載してあるはずということですが、必ずしも全部記載されていない可能性もあり、どこまでマッチングがしっかりできるのかについては、まずマッチングの可能性を今年度検討してもらって、結果が良好であれば、来年度に本格的な連結した分析を行いたいと思っています。

23ページ目を御覧ください。全体的な予算の関係、あるいはデータのアベイラビリティの関係から、東京都全体で分析を行うのですが、特に重点的に行うところについては、資料下部に記載しました5市区を重点にしたいと考えています。具体的には、建物の密度の問題が結構多くあると考えられます。要は、建物の密度が高いところでしっかり捉えられるかということが問題ですし、「法人土地・建物基本調査」を意識しますので、非住宅の建物が多くあるかどうかのポイントです。それから、実際に建て替えられているかという新陳代謝をしっかりと捉えられるかがチェックポイントですので、建て替え率の高さなどを考慮したということです。

区として4つとなっています。港区は、事業所系の大規模建物が多い上に、この十数年間を見ますと、浜松町や田町、品川のように再開発が進んでいて、新陳代謝が非常に進んでいるところですので、挙げました。一方、それと相反する区が3つ目の台東区です。こちらはいわゆる下町でして、住宅・商店・工場などの小規模建物が混在しており、建物密度が23区最大ということですが、建物の新陳代謝が非常に低いということです。それから、その2区の間中に属するのが新宿区です。この区は建物の密度が高く、港区とは違って小規模な建物が多い上に、事業所が多く存在するだけではなくて商業地域——新宿駅周辺のようなところがありますので、商業地域があり、家も、住宅も多くあるという区です。新陳代謝は中程度という区です。それから、住宅地域として世田谷区を選んでおります。ここは建物の密度が非常に高く、一戸建てが多くある区ですけれども、一方で駅周辺の商業地域では、建物の新陳代謝が高いということです。それから、多摩地区としてはどこを選ぶか難しかったのですが、いろいろな要素のある地域が含まれる八王子市を選んでいきます。ここでは、住宅はかなり新陳代謝していますが、非住宅は新陳代謝があまり進んでいないということです。

最後のページを御覧ください。今後の進め方ですが、これまで御説明したような形でまず今年度の調査研究をスタートさせたいと考えております。これは地理情報のデータのハンドリングを行うという、かなり専門的な知見が必要ということとして、半年で何かできるというのもなかなか難しいことですので、日建設計総合研究所を委託先として調査研究を進めて、この研究成果についてはまとまり次第統計委員会に報告をさせていただきたいと思っています。また、調査研究に対するアドバイスをいただくため、こういう地理情報に詳しい有識者、不動産地図作成関係者、それからデータ提供をいただく国土交通省の関係者をメンバーとする研究会を、清水千弘専門委員を座長として設置させていただいて、そのアドバイスをいただきたいと思いますと考えています。やや遠大な計画ですので、平成30年度中に一連の課題を完成させるのは難しいと考えておまして、予算上の手当てが付けばとい

う条件ですけれども、平成31年度も本課題に関する調査研究を継続させていただければと考えており、不動産パネルデータベースの東京都以外の地域への拡張も検討課題とさせていただければと思っています。委員の皆様方のアドバイスと御意見等いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

土地・建物など不動産の悉皆的なパネルデータというのはとても重要なことだと思います。そして、パネルデータの作成によって、地点ごとにおける土地や建物の時系列的な利用状況の変化を把握することは、土地や建物の有効利用を図るというニーズに対して基礎的な情報を提供するという観点で非常に重要です。また、企業や事業所、あるいは世帯に着目した従来型の統計調査では、不動産の活動状況を十分にカバーできないことも事実ですので、不動産データベースの整備は統計のカバレッジ拡大を通じて、今回の統計改革の大きな目的であるGDPの精度向上にも、当然ながら資するものです。

こうしたデータベースを、新たな統計調査で行うのではなく、民間企業や東京都で作成されている様々なデータベースを有機的に結合して活用する道を探るという点でも、非常に興味深い重要な試みだと思います。この点は、民間企業が保有するビッグデータの活用を図るという第3期の「基本計画」の流れにも沿ったものと評価できます。私としては、この今までの御報告について皆様の御意見をお伺いして、その意見を踏まえこの計画を進めていきたいと考えています。皆様、御意見はいかがでしょうか。

西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 大変興味深い御報告をありがとうございます。私が今から申し上げることは、感想のようなものですが、まずは、私のメモに対応して成果が見えるような形で計画を立てていただいたことに御礼申し上げたいと思います。私、あのようなメモを書きながら、実際はなかなか進まないことを懸念しつつ、時間がかかることを覚悟しておりましたので、こんなに早く御対応いただいたのは大変な驚きです。

なぜ私が難しいと感じたのかというと、土地というのは所有の形態とか形がどんどん変わるものなので、こちらに対応してパネルデータを作るのが今までの調査のやり方だとかなり難しく、所有者の方に着目してパネルデータを作ろうとすると、ほぼ不可能なぐらいであろう思っておりました。やれるとすれば、地点に着目し、地点のところに集まってきた情報をパネル化するのでしたら多分できるかもしれない、とそのくらいの認識しか私はメモを書いた時点ではしていませんでした。パネルデータの作成までにはまだ時間がかかるような気もしていますが、今回はそのような方向で、地点のところに着目をして、上に乗ってくる情報をうまく加工しまとめることによってパネルデータを作成する。とにかく地点というところに着目して、複数の調査データをまとめていくというやり方、このやり方は今後我々が統計調査でデータを構築していくときにかなり試金石というか、そういった作り方が徐々に主流になっていかざるを得ないのではないかと考えています。

もちろん、地点の情報を生かすというやり方は今までにも行われていたと思います。例えば、国勢調査などではメッシュ統計なども作られていますし、また、地点の情報をキーとして複数の調査情報をマッチングさせることに関しては、たしか農林業センサスと国勢

調査のデータを、地点を中心にしてマッチングして、農林業センサスの方で活用することが行われていたと思います。ただ、こちらはもともと調査区とかそういう情報が違うものをつなげるとしたら地点しかないという、あまり積極的に地点の情報を使うというよりは、これしかないという消極的な地点の使い方であったと思います。

ところが、今回の御提案というのは、地点に注目すればこれだけ豊富な情報があるのだから、地点をうまくつなげる形で統計を作っていこうということで、もしこの試みが部分的にでも成功すれば、地点をキーとした統計データの作成の方法への道がだんだん広がっていくのではないかという感じもしています。もちろん、調査によってデータのストアの仕方とか調査項目とかが全然違います。地点は測地系等でわりあい簡単に特定ができるわけですが、その上に乗っかっている情報をどうやってまとめていくのかというのは本当に難しい作業になるとは思います。大変期待が持てる方法なのではないかということで、是非進めていただければと思います。以上、感想です。

○西村委員長 ありがとうございます。

白波瀬委員、どうぞ。

○白波瀬委員 専門外ですが、やはり非常に夢があり期待が高まってしまうことだと思います。特に、マッチングを行うことで、今後極めて縦割りの調査を有効利用するという一つの事例として情報共有していただきたいものです。基本的に所有者から見ていたものを、逆から、土地から見るといった様々な細かい作業のところ、本当に他の調査にもいろいろ情報としては活用できる可能性が非常に高い作業だと思います。是非共有していただいて、報告を楽しみにしています。

ただ、1点だけ確認させて下さい。マッチングキーの話なのですが、本当に極めて基本的なマッチングでもキーのところ結構落ちてしまうことがあるのですが、その辺りの見通しはあるのですか。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 既に日建設計総合研究所にデータを見てもらっています。先ほどレコードによるマッチングは名称とかなので、簡単にできると思われるかもしれませんが、実はそうではありません。例えばそのビルの名前、会社名とか同じ名前はきちんと入っていないので、まずどうするかという問題があります。どの名称に寄せるのかと。位置情報に至っては、建物の中心ポイントが緯・経度に入るわけですが、ゼンリンと東京都データでは建物の中心値は違うので、その違いはどれぐらい一緒とみなすのかということに問題があります。さらに形状、それから筆界の情報はやはり日本のいわゆる公図、法務局に備えた地図の精度という問題もあります。何かずれているみたいなので、今業者の方では結構困っている状態です。どこまで曖昧さを許して揃えていくのかが、当面の課題になるのではないかと思います。とりあえず個別のデータベースごとでは分析できると私は思っているので、どこまで効果的にマッチングできるかは当面試行錯誤中ということかと思っています。

○西村委員長 北村委員、どうぞ。

○北村委員 私も、何度か土地関係の過去の審査の中でパネル化をお願いした者なので、対応していただいて大変うれしく思っています。

今御説明あったように、土地という地域のポイントから見るのは確かに土地を把握する意味では重要かとも思うのです。一方で、同時に不動産登記の話があり、国土交通省とか法務省とかで議論されているので、所有者がどのように変遷があったかの記録がきちんと保存されていないという問題だと思うのです。そういった一方で行われている政府の議論との対応もうまくつけて、もしデータベースを作る上で所有者がどうなっているか。都内の大きな主要な地域であれば問題はあまりないかもしれませんが、今後全国に広がっていくと当然そういうことが出てきますので、その対応を考えていただければと思います。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

ほかに、御意見ございますか。

夢は広がりますけれども、これはあくまでも東京都という整備されている地域でのことであり、そもそも民間で整備されているところでやっているという話です。これを全国に広がっていくのはかなり大変ではあります。ただし、東京都が長年やってきたようなことは全国的にも少しずつ始まっているということですので、今までの長期時系列は取れないかもしれないですけれども、これからとることが可能になっていくと考えますので、広げていきたいと考えています。

特に重要な点は、やはり人ですね。法人を含め人を相手にする場合は、人は動いていき、正確に把握していくのは大変です。一方、物といいますか土地は動いていきません。シンガポールのように土地がどんどんできてくる地域もありますけれども、そうでない限りは、土地が動いてきませんので、精度はやっていくに従ってだんだん上がっていくということになりますから、プロミシングだと思っています。非常に重要な研究だと思いますので、引き続きこの調査研究をしっかりと進めていきたいと思っています。担当室はしっかり進めていくようよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、毎月勤労統計のローテーションサンプリングへの移行に係る情報提供と今後の取組について、厚生労働省から御説明をお願いします。

○大西厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当） 厚生労働省です。資料5に沿いまして、毎月勤労統計のローテーションサンプリングへの移行に関するこれまでの情報提供と今後の取組につきまして、説明します。

1 ページを御覧ください。こちらは以前統計委員会に提出しました資料の中で、共通事業所の集計結果の提供予定をまとめたものです。タイトルは「継続標本（共通事業所）による前年同月比」となっています。改めて説明させていただきますと、共通事業所による前年同月比とは、当月と前年同月とともに回答した事業所を取り出して、集計してその前年同月比を共通事業所の結果として毎月公表しているものです。私ども、公表資料の中でこの共通事業所の結果を公表していきまして、今年の1月分の結果を公表したときから既に共通事業所の結果も併せて1ページにまとめ公表資料の中に入れていました。しかし、共通事業所の集計結果を充実させるべきとの御要望を受け、私ども右側の破線で囲まれた項目につきまして、結果の提供を充実させることとしました。

①に挙げている所定外給与と特別に支払われた給与—これはいわゆる残業手当や賞与などに当たりますが—そして、②に挙げてあります主要産業につきましては、次のページ番号2の上の丸にございます（ア）に書いてありますとおり、8月分の確報から情報提供を開始しました。また、1ページの③に実数と記載していますが、実数とは前年同月比を計算するベースとなります賃金額とか労働時間などの数字のことです。以前は前年同月比しか公表していませんでしたが、実数につきましても公表することとしました。④には、遡及して集計するとしています。以前は、平成29年の1月までしか遡及していませんでしたが、もう1年遡及することとしました。③と④につきましては、ページ番号2の（イ）に記載してありますように、政府の統計サイトです e-Stat での情報提供を開始しています。このほか、2ページの2つ目の丸にありますとおり、厚生労働省のホームページでの情報提供を順次充実させているところです。さらに2ページの下の方の（ウ）にありますように、毎月公表する資料につきましても説明を充実させてきているところです。

具体的には、次の3ページにあるような毎月の公表資料に掲載している共通事業所のデータです。左側は、1月分からずっとこのスタイルなのですが、7月分の確報のものを出力しておりますが、この左側にある形で出してきたところ、現在は右側にありますように情報量を充実しています。まず掲載するデータを1年分から2年分に拡張しまして、更に所定外給与と特別給与の伸び率を掲載して、それから下の方に産業別、主要な産業につきましても掲載を開始しております。これは賃金についての表ですが、ここには載せてないのですが、公表資料ではもう1ページあって、労働時間についてもこのように拡張しています。

それから、次の4ページですが、こちらは e-Stat に掲載している共通事業所のデータです。前年同月比だけでなく賃金額とか労働時間につきましても、平成28年1月分から掲載しています。こちらはより充実した情報を掲載してまして、産業別につきましても調査している産業大分類は全て掲載しています。

次の5ページは、毎月の公表資料の一番目立つ表紙のところ、左側が古いもので右側が新しいものです。左側の黒の二重線の枠で囲った部分は、その月の集計結果のポイントに記載しているところです。こちらを御覧いただきますと、前年同月比ばかりとなっております。記載を充実した右側では、賃金額や労働時間、あるいは共通事業所の結果も掲載し、更には※のところ注釈として目立つ形で母集団の更新を行ったことも掲載しています。

さらに、最後のページに今後の取組としてベンチマークを更新する場合とか、標本の入れ替えを行う場合は、その影響について速やかに公表することとしていると記載しています。来年の1月にも標本の入れ替えを行います。1月分の結果を公表すると同時に、標本の入れ替えによる影響をできるだけ同時に公表したいと考えています。

ちなみに、※に記載していますが、今年の1月の標本の入れ替えでは、同時にベンチマークの更新も行いましたが、次回平成31年1月は、ベンチマークの更新を行いません。ですから、平成31年の1月分につきましては、新旧の調査対象事業所の入れ替えのみの差となります。また、最後に記載してありますのは、次回のベンチマークの更新は、経済センサス—基礎調査の見直し状況などを踏まえて検討することとしています。

私の方からの説明は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明について、御質問あるいは御意見等ございますか。

毎月勤労統計は注目度の高い統計です。したがって、引き続き改善を図っていくことが必要になってきます。具体的には、より分かりやすくなるような解説を逐次拡充していく必要があるわけで、今回その第一歩ということです。また、精度改善の余地について検討を進めていくことも重要だと思います。例えば、最新の経済センサスや活動調査の活用を検討することや、労働者数の補正方法の改善について研究を進めることも重要だと思います。このような対応も含めて、改善に向けた不断の努力をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、統計調査のオンライン化の推進に関する行政事業レビューでの指摘（報告）についてです。

秋の総務省関係の行政事業レビューは「統計調査のオンライン化の推進」が取り上げられたということです。これに対して総務省からは、経済センサスー基礎調査及び全国消費実態調査での取組の報告を行ったと聞いています。

そして、レビューの場では、総務省から報告された2つの統計調査に限らず、「政府全体で統計調査をオンライン化し、より効率的に行っていく上で、統計委員会には司令塔的な役割を果たしてほしい」という指摘を受けたと聞いていますので、その内容について総務省統計局から御報告をお願いいたします。

○佐伯総務省統計局統計調査部長 それでは、説明します。

委員長から御紹介があったとおり、内閣官房行革事務局が毎年実施しています秋の行政事業レビューにおきまして、今年度のテーマの一つとして統計調査のオンライン化が選ばれました。11月14日に来年実施予定の全国消費実態調査と経済センサスー基礎調査のオンライン化に関して有識者によるヒアリングがあり、対応しました。ヒアリングでは、オンライン回答率の見込み、全国消費実態調査のオンラインシステムの開発の状況、オンライン化による経費への影響などについて説明をしました。

お手元の資料6にありますとおり、12月11日の政府の行政改革推進会議で両調査のオンライン回答率の一層の向上などについて取りまとめのコメントが決定され公表されています。今後の対応などについて簡単に説明しますと、来年度の調査実施までにはまだ時間がありますので、オンライン回答率の向上に向けて都道府県の協力を得ながら、システムの使い勝手の改善や周知・広報など更なる工夫を図ってまいりたいと考えています。それから、PDCAサイクルを回していくことについては、これまでどおりしっかり対応してまいります。家計簿アプリ関係の民間事業者との情報交換、これはやっていきたいと思っています。また、報告者の負担軽減についても、これも常に配慮をしていく考えでいます。このような取組を行う際には、委員の皆様のお知恵も是非お借りしたいと考えていますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

このレビューのヒアリングの中では、オンライン化の推進は今回対象となった統計局の調査に限る話ではなくて、各府省にも関係する話であり、統計委員会の司令塔機能を発揮

いただいて全政府的に進めるべきである旨の指摘が、期待を込めてありました。それはコメントの最後のところに盛り込まれたということです。その点申し添えさせていただきます。以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明について御質問あるいは御意見等ございますか。重要な点で、しかもレビューとなりますので、きちんと対応していく形で我々も進めていきたいと考えます。

オンライン化の推進は、政府全体として取り組む事項として基本計画にも記載されています。そして、統計委員会としても、これまで個々の基幹統計調査の諮問審議では、オンライン回答率をチェックすることなどでオンライン化を推し進めてきたわけです。また、今年度から、新たに統計棚卸しの活動を開始して、平成30年の特別テーマ「オンライン調査・回収の導入推進」もチェック事項に入っています。

今回の報告を受けて、様々な方面での統計委員会の司令塔機能の発揮というのが期待されていることが確認されました。統計委員会としても、そのことをしっかりと受けとめて、オンライン化の推進も含めた統計改革について諮問審議や棚卸しといった様々なアプローチから進めていくことにしたいと考えています。委員の皆様、各府省の皆様にも御協力をよろしく願います。

本日用意いたしました議題は以上です。

次の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、来年1月30日水曜日の午後に開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細は別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第129回統計委員会を終了します。